計 第 1 3 2 3 号 令和 6 年 10 月 25 日

兵庫県議会議長

浜 田 知 昭 様

兵庫県知事職務代理者兵庫県副知事 服 部 洋 平

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の「基本的な計画」について

令和6年度及び7年度前半に策定・改定予定の計画について、別紙のとおり取りまとめましたので報告します。

令和6年度及び令和7年度前半に策定・改定予定の計画について

1 趣旨

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例(以下「基本計画条例」)に関し、令和6年度及び令和7年度前半に策定・改定予定の計画について報告する。

2 策定・改定予定計画の区分と概要

(1) 基本的な計画 (議決対象)

政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画で、いずれも既存計画を改定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県地域創生戦略 (改定)	[位置づけ] ・まち・ひと・しごと創生法、および兵庫県地域創生条例に基づく総合戦略 [内容] ・地域の元気づくり、社会増対策、自然増対策に関する事項等		基本計画条例第 2条により指定 済み	
ひょうご子ども・子 育て未来プラン (改定)	[位置づけ] ・こども基本法、および子育て支援法に基づく、本県少子対策・子育て支援に関する総合的な計画 [内容] ・基本理念と目標、推進方策、就学前の教育、保育と地域子ども・子育て支援事業等の需給計画等		基本計画条例第 2条により指定 済み	
兵庫県環境基本計画 (改定)	「位置づけ」・環境の保全と創造に関する条例に基づく、本県環境保全と創造の計画的推進に関する基本計画「内容」・基本理念、施策展開の方針、具体的施策の展開、環境指標等		基本計画条例第 2条により指定 済み	.,.,.,

(2) 基本的な計画ではない計画 (議決対象外)

上位計画等で定められた基本方針の内容を具体的に示す計画または具体的施策を記載する実施計画等

(ア) 既存計画を改定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵車尉公旅育推進 計画(改定)	「位置づけ」 ・国の策定要領『「都道府県社会的養育推進計画」の策定について』に基づき策定する計画 「内容」 ・当事者である子どもの権利擁護の取組や市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組等	(後期5年)		福祉部 児童家庭課
兵車県アレルギー疾患 対策能動 (改定)	「位置づけ」 ・アレルギー疾患対策基本法に基づく計画 ・国の「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」や現状等を踏まえ策定 「内容」 ・国指針「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」や現状等を踏まえた数値目標及び内容等		国の基本指針等を踏ま えて策定する、個別分 野の実施計画であるた め	保健医療部疾病対策課
兵車縣型インフルエ ンザ等対策行動計画 (改定)	 「位置づけ」 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく計画 ・国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に即して策定 「内容」 ・医療、住民生活、地域経済を対象分野とし、国民の生命及び健康の保護、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関する内容等 		国の行動計画を踏まえて策定する、個別分野の運営方針であるため	保健医療部 疾病対策課
兵車県地域未来投資 促進基本計画 (改定)	 「位置づけ」 ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく計画 ・国の基本方針を指針として策定 「内容」 ・地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項等 		国の基本方針等を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	産業労働部 地域産業立地課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
ひょうご本社機能	[位置づけ]	R7~16	地域再生法に基づき	産業労働部
立地支援計画 (改定)	・地域再生法に基づく計画[内容]・地方活力向上地域等特定業務施設整備事業が実施可能な区域(地方活力向上地域等)、地域再生を図るために自治体が行う事業等		策定する、個別分野 の実施計画であるた め	地域業が課
生物多様性ひょうご戦略(改定)	「位置づけ」・生物多様性基本法に基づく計画・兵庫県環境基本計画の下位計画「内容」・生物多様性の現状と課題、基本戦略、 行動計画、戦略の効果的推進に関する 事項 等	R7~12 (6年)	左記県計画の下位計 画であり、個別分野 の実施計画であるた め	環境部自然導出社課

(イ) 新規に策定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
《反称》 ひょうご都井計	[位置づけ]	R7∼16	左記県計画の下位計	まちづくり部
画ビジョン(新規)	・まちづくり基本方針の下位計画	(10年)	画であり、個別分野	都市計画課
	[内容]		の実施計画であるた	
	・持続可能な魅力と活力あふれる都市づ		め	
	くり、誰もが安全安心に暮らせる都市			
	づくりの方向性 等			

(参考) 計画期間が5年未満となる計画

名称	内容	期間	理由	担当部局課
スマート兵庫戦略	[位置づけ]	R7∼9	計画期間が「未定」	企画部
(改定)	・官民データ活用推進基本法に基づく計	(3年)	だったところ、「3	デジタル戦略課
	画		年」に決定したため	
	[内容]			
	・「スマート兵庫」の実現に向けた、直近			
	の環境変化、県の取組状況を踏まえた			
	重点的、優先的施策 等			